

(証券コード1860)
平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号

戸田建設株式会社

代表取締役社長 今井 雅則

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしかえのある場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目7番1号

TODA BUILDING 8階 当社本店会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件
 2. 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toda.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toda.co.jp/ir/>) に掲載いたします。
-

(添付書類)

事業報告（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）におけるわが国の経済は、設備投資や雇用情勢、個人消費等に改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、震災復興、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等により、官公庁工事・民間工事とも大幅に増加したものの、資材価格の高騰、労務不足等の深刻化が懸念されるなど、全体としては厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社及び国内子会社における完成工事高が減少したことにより、4,489億円（前連結会計年度比9.7%減）となりました。利益面につきましては、主要事業である建設事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、前期に採算重視の受注方針への転換を図ったことや慎重な工事収益の見積もりを実施したことにより、売上総利益率が5.7%と前連結会計年度比10.6ポイント上昇したことから売上総利益は254億円（前連結会計年度は246億円の売上総損失）となりました。また、販売費及び一般管理費につきましては、経費の節減により、206億円と前連結会計年度比7.7%減少し、営業利益は47億円（前連結会計年度は469億円の営業損失）となり、経常利益は65億円（前連結会計年度は455億円の経常損失）となりました。当期純損益につきましては、投資有価証券の保有状況を見直し、売却を進めたことにより、投資有価証券売却益41億円を特別利益に計上した結果、102億円の当期純利益（前連結会計年度は652億円の当期純損失）となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

〔建築事業および土木事業〕

建築事業および土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、建築事業の売上高は3,470億円となり、セグメント利益は58億円となりました。また土木事業の売上高は906億円となり、セグメント利益は39億円となりました。

〔不動産事業〕

不動産事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに建築事業および土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高146億円、セグメント利益は24億円となりました。

〔その他の事業〕

子会社によるホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。その結果、売上高は10億円、セグメント利益は6百万円となりました。

なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 築 事 業	325,775	357,231	314,871	368,135
土 木 事 業	124,959	97,174	86,422	135,710
(小 計)	450,734	454,405	401,293	503,846
不 動 産 事 業	—	8,220	8,220	—
合 計	450,734	462,626	409,513	503,846

当期の主な受注工事

- ・三菱地所（株） (仮称) 大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業新築工事
- ・広島駅南口Cブロック 広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業
市街地再開発組合 施設建築物新築工事
- ・国家公務員共済組合連合会 (仮称) 高齢者総合サポートセンター・九段坂病院合築整備工事
- ・日本赤十字社 鳥取赤十字病院新病棟等増改築工事
- ・独立行政法人 国立病院 九州がんセンター新築工事（建築）
機構九州がんセンター
- ・医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院 中央棟増築工事
- ・（学）神戸学院 神戸学院大学ポートアイランドキャンパスD号館・体育館建設工事
- ・東北地方整備局 国道45号 下安家道路工事
- ・鉄道建設・運輸施設整備支援 北海道新幹線、立岩トンネル（立岩）他
機構 北海道新幹線建設局
- ・独立行政法人 都市再生機構 H25年度山田地区外整地その他（JM）
- ・東日本高速道路（株） 東関東自動車道 紅葉工事

当期の主な完成工事

- ・日揮（株） 他 精神医療センター整備運営事業 建設工事
- ・埼玉県 埼玉県立がんセンター新病院建設工事 他
- ・森トラスト（株） 京橋トラストタワー 新築工事
- ・大阪ハートケアパートナーズ（株）（SPC） 大阪府立精神医療センター再編整備事業（PFI）
- ・東急不動産（株） (仮称) 東急ハーヴェストクラブ熱海新築工事
- ・（株）牧野フライス製作所 厚木第3工場新築工事
- ・雪印メグミルク（株） 乳製品統合工場建設工事 一式
- ・西日本高速道路（株） 東九州自動車道 泉工事
- ・関東地方整備局 中部横断醜醐山トンネル（その2）工事
- ・西日本高速道路（株） 東九州自動車道 延永工事
- ・中国地方整備局 駒馳山バイパス福部砂丘トンネル工事

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約21億円で、このうち主なものは、賃貸事業用土地・建物の取得、改修および建設機械の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があるものの、次第にその影響が薄れ、緩やかな回復が続いていくものと予想されます。その一方で、建設業界におきましては資材価格や労務における課題が更に深刻化することが懸念されます。

このような状況に対処すべく、当社グループでは平成24年5月に策定し、同年11月にその一部を見直した中期経営計画に基づき、建設工事の収益力改善とグループ一体となった成長戦略を柱とした取り組みを推進してまいりました。

まず、建設工事の収益力改善につきましては、緊急に対処すべき最重要課題として、利益確保に向けた様々な取り組みを実施してまいりました。具体的には、受注管理体制の強化により選択受注を徹底し、受注段階における利益確保を図りました。また、施工段階においても採算性の向上を図る体制を強化してまいりました。さらに組織や業務の合理化といったコスト構造の見直しを一層推進してまいりました。

次にグループ一体となった成長戦略につきましては、中長期的な課題として取り組みを継続してまいります。事業規模を迫る「個別案件志向」から顧客との関係を深める「ソリューション志向」への脱皮を図り、建設ライフサイクルの各段階において継続的に収益を確保することを目指しております。具体的には、中規模案件への経営資源の集中、維持管理・リニューアル等の竣工後のアフターケア事業の強化、海外や不動産事業などの国内建築事業を補完する収益基盤の構築の3点を基本戦略として取り組んでまいります。さらに、経営基盤の強化を図るため、コンプライアンス・品質管理・環境保全・安全衛生・BCP等への取り組み強化や、技術の伝承とグローバル人“財”の育成確保に向けた教育体系の整備、グループ一体となった経営体制の構築を行ってまいります。

当社グループでは、このような施策を通して、お客様との価値共創を推進し、信頼関係を深めて行くことで持続的な成長を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 第88期	平成23年度 第89期	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期 (当連結会計年度)
売 上 高	452,499	489,385	497,048	448,987
当期純利益又は 当期純損失(△)	3,567	△19,872	△65,285	10,228
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	円 11.53	円 △64.28	円 △209.70	円 32.87
総 資 産 (純 資 産)	499,111 (189,581)	487,160 (171,537)	500,199 (128,095)	473,510 (141,880)

② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 第88期	平成23年度 第89期	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期 (当期)
受 注 高	452,122	411,691	346,775	462,626
売 上 高	428,859	457,387	460,293	409,513
当期純利益又は 当期純損失(△)	2,920	△19,603	△66,337	9,235
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	円 9.37	円 △62.96	円 △213.08	円 29.68
総 資 産 (純 資 産)	469,302 (180,352)	459,947 (161,447)	467,322 (116,154)	442,449 (129,251)

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千代田土地建物株式会社	百万円 100	% 50.5	不動産業・ビル管理業 ・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100	62.7	建設業 (道路舗装・一般土木)

連結子会社は、上記の2社を含めて15社であります。

※千代田土地建物株式会社と戸田リフォーム株式会社は平成26年4月1日で千代田土地建物株式会社を存続会社、戸田リフォーム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で存続会社の商号を戸田ビルパートナーズ株式会社に変更しました。

② その他

主な技術提携の状況

ネステオイル社（フィンランド）とエネルギー地下貯蔵技術、フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
建築事業	オフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
土木事業	トンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
不動産事業	不動産の売買・賃貸その他不動産全般に関する事業
その他の事業	貸金業、人材派遣業、リース業およびホテル業

(8) 主要な事業所等（平成26年3月31日現在）

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店（東京都中央区）

千葉支店（千葉市）

関東支店（さいたま市）

横浜支店（横浜市）

大阪支店（大阪市）

名古屋支店（名古屋市）

札幌支店（札幌市）

東北支店（仙台市）

広島支店（広島市）

四国支店（高松市）

九州支店（福岡市）

国際支店（東京都中央区）

技術研究所（つくば市）

海外営業所および駐在員事務所

シンガポール営業所（シンガポール）

ジャカルタ駐在員事務所（インドネシア）

東南アジア統括事務所（タイ）

（注）国際支店（東京都中央区）は平成26年4月1日に廃止し、
新設された海外事業部へ業務を移管しました。

② 子会社

戸田リフォーム株式会社（東京）

株式会社アペックエンジニアリング（埼玉）

千代田建工株式会社（東京）

戸田道路株式会社（東京）

千代田土地建物株式会社（東京）

戸田ファイナンス株式会社（東京）

東和観光開発株式会社（広島）

千代田スタッフサービス株式会社（東京）

アメリカ戸田建設株式会社（アメリカ）

ブラジル戸田建設株式会社（ブラジル）

戸田建設工程（上海）有限公司（中国）

タイ戸田建設株式会社（タイ）

ベトナム戸田建設有限公司（ベトナム）

戸田フィリピン株式会社（フィリピン）

ABTD株式会社（フィリピン）

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,912名	179名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,918名	110名減

(10) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,500
株式会社みずほ銀行	8,030
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,517
株式会社三井住友銀行	3,685
三井住友信託銀行株式会社	3,514

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 759,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 322,656,796 株 |
| (3) 株 主 数 | 12,727 名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
大 一 殖 産 株 式 会 社	36,400	11.69
戸 田 秀 茂	17,931	5.76
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY	17,176	5.51
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,496	3.69
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リューエスタックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	10,085	3.24
戸 田 秀 博	9,614	3.08
ビービーエイチ ポストン カストディアン フォー ブラックロック グローバル アロケーション ファンド インク 6 2 0 3 1 3	7,902	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,425	2.38
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカウント ノン トリーティー	7,345	2.36
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,107	2.28

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式 11,482 千株があります。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 戸田秀茂氏の持株数は、戸田建設役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
今 井 雅 則	代表取締役社長	執行役員社長 (兼) 人材戦略室長 (兼) 価値創造推進室長
野 村 昇	代 表 取 締 役	土木本部執務
鞠 谷 祐 士	代 表 取 締 役	管理本部本部長
宮 崎 泰	代 表 取 締 役	建築本部本部長
戸 田 秀 茂	取 締 役	
早 川 誠	取 締 役	建築工事統轄部長
山 木 昇	取 締 役	土木本部執務
西 澤 豊	取 締 役	建築営業統轄部長
戸 田 守 道	常 勤 監 査 役	
野々口 悦 生	常 勤 監 査 役	
鍛 冶 良 明	監 査 役	弁護士（鍛冶法律事務所） (株)オーネックス社外監査役
鈴 木 勝 利	監 査 役	弁護士（弁護士法人 名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事長
秋 草 史 幸	監 査 役	三菱UFJ証券ホールディングス(株)相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)顧問

- (注) 1. 監査役鍛冶良明氏、鈴木勝利氏および秋草史幸氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役鍛冶良明氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3. 事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
代表取締役会長	加 藤 久 郎		平成25年6月27日
代表取締役社長	井 上 舜 三	執行役員社長	平成25年6月27日
取 締 役	白 井 正 幸	専務執行役員	平成25年6月27日
取 締 役	山 下 雅 己	専務執行役員 技術統轄部長	平成25年6月27日
取締役相談役	岡 敏 朗		平成25年6月27日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。平成26年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	太 田 哲 夫
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	平 田 俊 男
* 専務執行役員	宮 崎 泰 一	執行役員	岡 部 健 一
専務執行役員	秋 場 俊 一	執行役員	深 代 尚 夫
* 常務執行役員	早 川 誠	執行役員	高 増 英 雄
* 常務執行役員	西 澤 豊	執行役員	山 本 嘉 彦
常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	高 橋 浩 一
常務執行役員	植 草 弘	執行役員	松 島 孝 悟
常務執行役員	福 島 克 彰	執行役員	澁 谷 由 規
常務執行役員	光 用 薫	執行役員	大 内 仁
執行役員	山 田 裕 之	執行役員	伊勢本 昇 昭
執行役員	佐 橋 輝 男	執行役員	郡 司 敏 明
執行役員	多 田 幸 司	執行役員	三 宅 正 人
執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	窪 田 浩 一
執行役員	海老原 恵 一	執行役員	浅 野 均
執行役員	横 溝 祐 次		

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 13人 164百万円
監査役 5人 53百万円（うち社外 3人 21百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
鍛冶良明	弁護士（鍛冶法律事務所） ㈱オーネックス社外監査役	特別な取引関係はありません。
鈴木勝利	弁護士（弁護士法人 名川・岡村法律事務所） ㈱東京音楽大学理事長	特別な取引関係はありません。
秋草史幸	三菱UFJ証券ホールディングス㈱相談役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱顧問	同社は当社の主幹事証券会社 およびその親会社であります。

② 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
鍛冶良明	取締役会18回のうち18回に、監査役会22回のうち22回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
鈴木勝利	取締役会18回のうち16回に、監査役会22回のうち18回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
秋草史幸	取締役会18回のうち18回に、監査役会22回のうち22回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額

48百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる等の場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする企業倫理委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、担当部門の設置、行動規範の制定、企業倫理ヘルプラインの開設など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ② 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長へ報告する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社にも適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。

- ② 日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室業務サポートセンターを置く。当部門は関係会社管理規程に基づき、子会社への支援、指導を実施し、経営上の重要事項については事前協議し、当社取締役会等へ付議する。
 - ③ 監査室は、子会社への業務監査を適宜実施する。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会または監査役会が指名する監査役の意見を求める。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社の業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、各ステークホルダーに対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきております。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされたステークホルダーの皆様との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えております。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランの概要は次のとおりです。

ア 本プランに係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

イ 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

ウ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

③ 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの継続に関する株主の意思を確認するため、平成23年6月29日に開催された第88回定時株主総会において本プランの継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本プランの有効期間は平成26年6月開催予定の当社第91回定時株主総会終結時までであり、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	244,014	流動負債	258,752
現金預金	44,296	支払手形・工事未払金等	117,656
受取手形・完成工事未収入金等	124,056	短期借入金	52,353
有価証券	18,050	未払法人税等	798
販売用不動産	21,385	未成工事受入金	37,455
未成工事支出金	22,629	賞与引当金	2,863
その他のたな卸資産	801	完成工事補償引当金	2,773
繰延税金資産	72	工事損失引当金	15,545
その他	13,517	訴訟損失引当金	435
貸倒引当金	△795	預り金	15,936
固定資産	229,495	その他	12,933
有形固定資産	75,602	固定負債	72,877
建物・構築物	14,022	長期借入金	13,206
機械、運搬具及び工具器具備品	765	繰延税金負債	25,102
土地	60,613	再評価に係る繰延税金負債	9,418
リース資産	191	役員退職慰労引当金	172
建設仮勘定	10	退職給付に係る負債	21,824
無形固定資産	2,868	資産除去債務	149
投資その他の資産	151,024	その他	3,004
投資有価証券	147,572	負債合計	331,629
長期貸付金	1,325	純資産の部	
繰延税金資産	169	株主資本	87,971
その他	3,184	資本金	23,001
貸倒引当金	△1,227	資本剰余金	25,504
		利益剰余金	45,472
		自己株式	△6,007
		その他の包括利益累計額	49,977
		その他有価証券評価差額金	45,477
		土地再評価差額金	5,722
		為替換算調整勘定	△700
		退職給付に係る調整累計額	△522
		少数株主持分	3,930
		純資産合計	141,880
資産合計	473,510	負債純資産合計	473,510

連結損益計算書

(自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

売上高 完成工業事業等 不動産事業等 売上原価 完成工業事業等 不動産事業等 売上総利益 完成工業事業等 不動産事業等 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息 受取配当金 保そ配当金 その他 営業外費用 支払利息 支払手数料 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 訴訟損失引当金戻入額 負ののれん発生益 その他 特別損失 固定資産売却損失 減損損失 投資有価証券評価損 その他 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主損益調整前当期純利益 少数株主利益 当期純利益	434,958 14,028 412,916 10,644 22,042 3,383 272 1,928 269 426 855 188 51 490 4,161 550 133 1 15 684 139 39 732 △194 10,503 274 10,228	448,987 423,561 25,425 20,643 4,782 2,897 1,095 6,584 5,336 879 11,041 538 10,503 274 10,228
--	--	--

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,001	25,502	36,723	△5,987	79,240
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,556		△1,556
当 期 純 利 益			10,228		10,228
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
土地再評価差額金の取崩			217		217
そ の 他		1	△140		△138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	1	8,749	△19	8,731
当 期 末 残 高	23,001	25,504	45,472	△6,007	87,971

	その他の包括利益累計額					合計	少数株 主持分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換 算調整 勘定	退職給付 に係る調 整累計額			
当 期 首 残 高	40,046	1	5,940	△1,611	－	44,376	4,478	128,095
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△1,556
当 期 純 利 益								10,228
自 己 株 式 の 取 得								△19
土地再評価差額金の取崩								217
そ の 他								△138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,431	△1	△217	910	△522	5,600	△547	5,053
連結会計年度中の変動額合計	5,431	△1	△217	910	△522	5,600	△547	13,784
当 期 末 残 高	45,477	－	5,722	△700	△522	49,977	3,930	141,880

貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	219,147	流 動 負 債	242,606
現 金 預 金	30,394	支 払 手 形	12,963
受 取 手 形	2,199	電 子 記 録 債 務	10,211
完 成 工 事 未 収 入 金	115,010	工 事 未 払 金	87,973
有 価 証 券	18,050	短 期 借 入 金	46,611
販 売 用 不 動 産	19,794	リ ー ス 債 務	57
未 成 工 事 支 出 金	20,950	未 払 法 人 税 等	560
不 動 産 事 業 支 出 金	10	未 成 工 事 受 入 金	35,612
未 収 入 金	1,657	預 り 金	14,964
立 替 金	9,780	賞 与 引 当 金	2,704
そ の 他	2,286	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,669
貸 倒 引 当 金	△988	工 事 損 失 引 当 金	15,502
固 定 資 産	223,301	訴 訟 損 失 引 当 金	435
有 形 固 定 資 産	69,570	従 業 員 預 り 金	5,298
建 物 ・ 構 築 物	11,823	そ の 他	7,041
機 械 ・ 運 搬 具	492	固 定 負 債	70,591
工 具 器 具 ・ 備 品	174	長 期 借 入 金	13,106
土 地	56,888	リ ー ス 債 務	135
リ ー ス 資 産	186	繰 延 税 金 負 債	24,935
建 設 仮 勘 定	5	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,418
無 形 固 定 資 産	2,858	退 職 給 付 引 当 金	20,513
投 資 そ の 他 の 資 産	150,872	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	89
投 資 有 価 証 券	143,479	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	132
関 係 会 社 株 式 ・ 関 係 会 社 出 資 金	4,825	資 産 除 去 債 務	115
長 期 貸 付 金	1,298	そ の 他	2,144
破 産 債 権、更 生 債 権 等	71	負 債 合 計	313,197
長 期 前 払 費 用	35	純 資 産 の 部	
そ の 他	2,386	株 主 資 本	78,056
貸 倒 引 当 金	△1,224	資 本 金	23,001
		資 本 剰 余 金	25,573
		資 本 準 備 金	25,573
		利 益 剰 余 金	35,489
		利 益 準 備 金	5,750
		そ の 他 利 益 剰 余 金	29,738
		別 途 積 立 金	18,774
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,964
		自 己 株 式	△6,007
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	51,194
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	45,471
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,722
		純 資 産 合 計	129,251
資 産 合 計	442,449	負 債 純 資 産 合 計	442,449

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

<p>売 上 高 完 成 工 事 高 不 動 産 事 業 売 上 高</p>	<p>401, 293 8, 220</p>	<p>409, 513</p>
<p>売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 不 動 産 事 業 売 上 原 価</p>	<p>380, 638 5, 869</p>	<p>386, 507</p>
<p>売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 不 動 産 事 業 総 利 益</p>	<p>20, 655 2, 350</p>	<p>23, 005 18, 318</p>
<p>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益</p>	<p>77 1, 956 269 307</p>	<p>4, 687 2, 610</p>
<p>受 取 利 息 受 取 配 当 金 保 険 配 当 金 そ の 他</p>	<p>798 188 41</p>	<p>1, 028 6, 270</p>
<p>営 業 外 費 用 支 払 利 息 支 払 手 料 そ の 他</p>	<p>488 4, 118 550 68</p>	<p>5, 224</p>
<p>経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額 そ の 他</p>	<p>396 114 1, 465 231</p>	<p>2, 207 9, 287</p>
<p>特 別 損 失 減 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 関 係 会 社 株 式 評 価 損 そ の 他</p>	<p>192 △140</p>	<p>52</p>
<p>税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益</p>	<p>9, 235</p>	<p>9, 235</p>

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金		
				別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	23,001	25,573	5,750	83,274	△61,432	27,592
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩				△64,500	64,500	—
剰余金の配当					△1,556	△1,556
当期純利益					9,235	9,235
自己株式の取得						—
土地再評価差額金の取崩					217	217
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△64,500	72,396	7,896
当 期 末 残 高	23,001	25,573	5,750	18,774	10,964	35,489

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			合 計	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△5,987	70,180	40,032	1	5,940	45,974	116,154
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△1,556					△1,556
当期純利益		9,235					9,235
自己株式の取得	△19	△19					△19
土地再評価差額金の取崩		217					217
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			5,439	△1	△217	5,220	5,220
事業年度中の変動額合計	△19	7,876	5,439	△1	△217	5,220	13,096
当 期 末 残 高	△6,007	78,056	45,471	—	5,722	51,194	129,251

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 5 月 16 日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

笠井 幸夫

Ⓔ

代表社員
業務執行社員

公認会計士

小平 修

Ⓔ

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

戸田建設株式会社

取締役会 御中

青南監査法人

代表社員

公認会計士

笠井幸夫

Ⓜ

業務執行社員

代表社員

公認会計士

小平修

Ⓜ

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、前事業年度の監査報告書に挙げた、受注活動における課題など体制の整備及びその運用については改善が見られ、取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月22日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 戸 田 守 道 ㊟

常勤監査役 野々口 悦 生 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 鍛 冶 良 明 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 鈴 木 勝 利 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 秋 草 史 幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力および財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績および経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。このような方針のもと、期末配当につきましては下記のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額 1,555,873,535円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金

8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金

8,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第27条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第27条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第26条 （省略）	第1条～第26条 （現行どおり）
（新設）	<u>第27条【取締役の責任免除】</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第27条～第33条 （省略）	第28条～第34条 （現行どおり）
（新設）	<u>第35条【監査役の責任免除】</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第34条～第36条 （省略）	第36条～第38条 （現行どおり）

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の健全性・透明性の確保、経営監視機能強化のため新たに社外取締役2名を選任することにいたしました。

また、組織改革による経営基盤の強化を推進するため、社内取締役1名を増員し、計11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いまい まさのり 今井 雅 則 (昭和27年7月21日生)	昭和53年4月 当社に入社 平成13年10月 当社大阪支店京滋建築総合営業所長 平成16年2月 当社大阪支店支店次長（建築営業担当） 平成17年4月 当社大阪支店副店長（建築営業担当） 平成19年2月 当社大阪支店副店長（建築担当） 平成20年4月 当社執行役員 平成21年8月 当社大阪支店長 当社常務執行役員 平成25年3月 当社建築本部執務 平成25年4月 当社執行役員副社長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） 平成26年3月 当社人材戦略室長（現任） 当社価値創造推進室長（現任）	7,000株
2	きくたに ゆうし 鞠谷 祐 士 (昭和29年2月6日生)	昭和54年4月 当社に入社 平成13年2月 当社建築企画室長 平成19年4月 当社執行役員 当社総合企画部長 平成23年3月 当社総合企画室長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年3月 当社管理本部本部長（現任） 平成24年4月 当社専務執行役員（現任） 平成24年6月 当社代表取締役（現任）	11,000株
3	みやざき やすし 宮崎 泰 (昭和21年10月2日生)	昭和45年7月 当社に入社 平成7年10月 当社関東支店埼玉建築総合営業所長 平成9年4月 当社大阪支店営業部長（建築） 平成12年9月 当社関東支店埼玉建築総合営業所長 平成14年2月 当社関東支店支店次長（建築営業担当） 平成19年4月 当社関東支店長 平成20年4月 当社執行役員 平成25年3月 当社建築本部本部長（現任） （兼）建築営業統轄部長 平成25年4月 当社専務執行役員（現任） 平成25年6月 当社代表取締役（現任）	12,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ あきば しゅんいち 秋場 俊一 (昭和24年12月29日生)	昭和49年4月 当社に入社 平成14年2月 当社東京支店営業第3部長(土木) 平成18年4月 当社東京支店土木技術部長 平成19年3月 当社関東支店土木営業部長 平成20年3月 当社関東支店支店次長(土木担当) 平成21年12月 当社土木営業統轄部長 (兼) 土木営業第2部長 平成22年4月 当社執行役員 平成22年9月 当社東京支店副店長(土木担当) 平成23年12月 当社土木営業統轄部長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社土木本部本部長(現任) 平成26年4月 当社専務執行役員(現任)	3,000株
5	※ とだ もりみち 戸田 守道 (昭和32年3月1日生)	昭和58年4月 当社に入社 平成6年6月 当社取締役 平成7年5月 当社東京支店副店長(土木担当) 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年7月 当社東京支店長 平成12年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社代表取締役副社長 当社建築本部本部長 (兼) 建築営業統轄部長 平成17年6月 当社代表取締役 当社執行役員副社長 平成19年6月 当社監査役(現任)	3,018,540株
6	はやかわ まこと 早川 誠 (昭和26年7月4日生)	昭和50年4月 当社に入社 平成16年6月 当社名古屋支店建築部長 平成18年4月 当社東京支店建築工事部長 平成19年9月 当社東京支店建築工務部長 平成21年3月 当社東京支店支店次長 (建築施工、建築技術営業担当) 平成24年3月 当社建築工務部長 平成24年4月 当社執行役員 平成25年3月 当社建築工事統轄部長(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	にしぎわ ゆたか 西澤 豊 (昭和25年9月22日生)	平成12年6月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）取締役 平成15年6月 同行常勤監査役 平成17年6月 三菱製鋼㈱代表取締役 常務取締役 平成23年7月 当社常務執行役員（現任） 当社建築本部執務 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成26年3月 当社建築営業統轄部長（現任）	6,000株
8	※ おおとも としひろ 大友 敏弘 (昭和30年5月16日生)	昭和53年4月 当社に入社 平成15年10月 当社法務部長 平成23年3月 当社総務部長（現任） 平成23年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社リスクマネジメント室長（現任） 平成26年4月 当社常務執行役員（現任）	13,000株
9	※ うえくさ ひろし 植草 弘 (昭和34年11月3日生)	昭和58年4月 当社に入社 平成20年3月 当社関東支店土木営業部長 平成22年3月 当社関東支店支店次長（土木担当） 平成23年12月 当社東京支店副店長（土木担当） 平成24年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社土木営業統轄部長（現任） 平成26年4月 当社常務執行役員（現任）	2,000株
10 社外 独立	※ しもむら せつひろ 下村 節宏 (昭和20年4月28日生)	平成13年6月 三菱電機㈱取締役 平成15年4月 同社常務取締役 平成16年4月 同社代表執行役、執行役副社長 平成18年4月 同社代表執行役、執行役社長 平成18年6月 同社取締役、代表執行役、執行役社長 平成22年4月 同社取締役会長 平成26年4月 同社取締役相談役（現任）	0株
11 社外 独立	※ あみや しゅんすけ 網谷 駿介 (昭和21年6月12日生)	平成10年7月 日本電信電話㈱理事 平成11年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア㈱代表取締役副社長 平成20年6月 日本電信電話㈱常勤監査役 平成24年6月 （一社）情報通信設備協会会長（現任）	0株
(注) 1. ※印は新任候補者です。 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。 3. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。 4. 下村節宏、網谷駿介の両氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員候補者として届出ております。			

5. 下村節宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は三菱電機㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成26年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
6. 網谷駿介氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は日本電信電話㈱およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱との間に建設工事に関する取引がありますが、平成26年3月期における取引金額は当社の受注高の1%未満であります。
7. 下村節宏氏が執行役および取締役を務めていた三菱電機㈱は、一部の自動車用部品の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成24年11月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成25年9月に米国司法省との間で、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引契約を締結しております。また、防衛省等との電子システム事業に係る契約に関し、平成24年1月以降、費用の過大請求を行っていたことが判明し、指名停止処分を受けております。同氏は、執行役および取締役として倫理遵法の徹底につき繰返し指示し、監査を実施してはりましたが、事件の発生を完全に防止することはできませんでした。なお事件発生後には、第三者による調査を徹底するとともに、再発防止策を講じております。
8. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、第2号議案において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の定款変更を提案しております。同議案および社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 戸田守道氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ にしまき たけし 西牧武志 (昭和25年3月27日生)	昭和49年4月 当社に入社 平成16年2月 当社千葉支店営業部長(建築) 平成18年2月 当社千葉支店支店次長(建築営業担当) 平成19年2月 当社千葉支店長 平成21年4月 当社国際支店長 平成22年4月 当社執行役員 平成26年3月 当社建築本部執務 平成26年4月 当社常勤顧問(現任)	4,000株
(注) 1. ※印は新任候補者です。 2. 候補者西牧武志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 3. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。		

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成23年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現対応策」といいます。）を継続することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、現対応策を継続しております。

現対応策の有効期間は第91回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結のときまでであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現対応策を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを平成26年4月28日開催の当社取締役会において決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本対応策」といいます。）。つきましては、株主の皆様の本対応策を一部改定し継続することのご承認をお願いするものであります。

なお、本対応策の有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、ご承認をいただいたときから、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。また、本対応策を決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名が出席し、本対応策に沿って適正な運用が行われる限り、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

本対応策において現対応策から見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 独立委員会が対抗措置の発動勧告を行う場合について列挙した類型につき、一部削除し、要件を限定したこと
- ② 独立委員の任期を1年から3年に変更したこと
- ③ その他文言等の修正

なお、本対応策の具体的な内容については以下に記載のとおりです。

（第5号議案の具体的内容）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続ける

ことができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、得意とする都市型建築分野を中心に、土木分野、不動産開発分野などにおいて、顧客をはじめとする各利害関係者に対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきております。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされた利害関係者の皆様との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えております。

これら当社グループの取り組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えております。

これら取り組みの具体的な方策として、平成24年度を初年度とする「中期経営計画（実施期間：平成24年度～平成27年度）」を策定しました。

当計画では「早期の収益改善、新たな価値創造」を基本方針として掲げ、加えて、今後の目指すべき方向性として「価値ある戸田建設」を打ち出し、各施策を推進しております。

主要施策につきましては、工事収益の改善、価値創造への取り組みを柱として、積極的に取り組んでおります。特に、価値創造への取り組みにおいては、当社が他社と差別化され、お客様に選んでいただける存在となるため業務フローを支える基盤の強化に着手しております。具体的には、技術やITに関する体系を見直し、新たな価値を生み出し、営業や施工の最前線を通じてお客様へと有機的に繋がっていく体制の整備・実行を推進してまいります。

また、こうした成長戦略を支える経営基盤の充実につきましては、コンプライアンス、内部統制等、リスクマネジメントの強化・徹底をはじめ、人「財」戦略、CSR（企業の社会的責任）に取り組んでおり、これにより更なる成長を確かなものとしてまいります。環境面につきましては、持続可能な社会の構築に貢献するべく、「2020年（平成32年）にCO2排出量40%削減（1990年比）」という数値目標を掲げ、現在、環境アクションプランを推進しております。

以上、これらの計画を着実に実行していくことで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々な利害関係者との良好な関係を維持、発展させ、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができるものと考えております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策の概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付

行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本対応策を継続することといたしました。

本対応策は、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本対応策継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、平成26年3月31日現在における当社大株主の状況は別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、同時点において当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます。）により発行済株式の約28%が保有されております。しかしながら、当社役員等は株主としての議決権の行使に関しては独立した関係にあり、それぞれが異なる判断をすることも尊重しなければなりません。また、当社役員等といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式等の譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。このような状況の中で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付提案行為が行われた場合、今回ご報告するような対応策の継続なくしては、企業価値向上の観点から適正な対応をしていくことが困難であると認識しております。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策に係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応策において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要（別紙4に掲げる類型のうち6.～8.のいずれかに該当すると判断される場合、当該判断に至る具体的な理由等を含みます。）その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本対応策に規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る

勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は

変更する場合があります。

当社は、本対応策が廃止又は本対応策の内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本対応策の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること

本対応策は、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応策は、本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本対応策の継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応策においては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3)に記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本対応策の継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本対応策の継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応策がその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の 2. (1)に記載のとおり、買付者等が本対応策を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 2. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応策に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応策に係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本対応策の廃止及び変更
 - (4) その他本対応策に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

奥島 孝康（おくしま たかやす）

昭和 51 年 4 月 早稲田大学法学部教授

平成 6 年 1 1 月 早稲田大学総長

平成 20 年 1 1 月 日本高等学校野球連盟会長（現任）

平成 24 年 4 月 白鷗大学学長（現任）

鍛冶 良明（かじ よしあき）

平成 4 年 4 月 弁護士登録

鍛冶法律事務所入所（現任）

平成 15 年 6 月 当社社外監査役（現任）

平成 19 年 9 月 株式会社オーネックス 社外監査役（現任）

（注）鍛冶良明氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

丸山 恵一郎（まるやま けいいちろう）

平成 10 年 4 月 弁護士登録

名川・岡村法律事務所入所（現任）

平成 13 年 1 月 名川・岡村法律事務所副所長（現任）

平成 21 年 5 月 東京音楽大学理事（現任）

平成 26 年 4 月 最高裁判所司法研究所教官（刑事弁護）（現任）

当社の大株主の株式保有状況

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大 一 殖 産 株 式 会 社	36,400	11.28
戸 田 秀 茂	17,931	5.55
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY	17,176	5.32
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,496	3.56
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リューエスタックス エグゼンプテド ベンション ファンズ	10,085	3.12
戸 田 秀 博	9,614	2.97
ビービーエイチ ポストン カストディアン フォー ブラックロック グローバル アロケーション ファンド インク 6 2 0 3 1 3	7,902	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,425	2.30
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーディー	7,345	2.27
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,107	2.20
計	132,485	41.06

(注)1. 上記のほか当社所有の自己株式11,482千株 (3.48%) があります。

2. 戸田秀茂氏の所有株式数は、戸田建設役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとし、ます。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

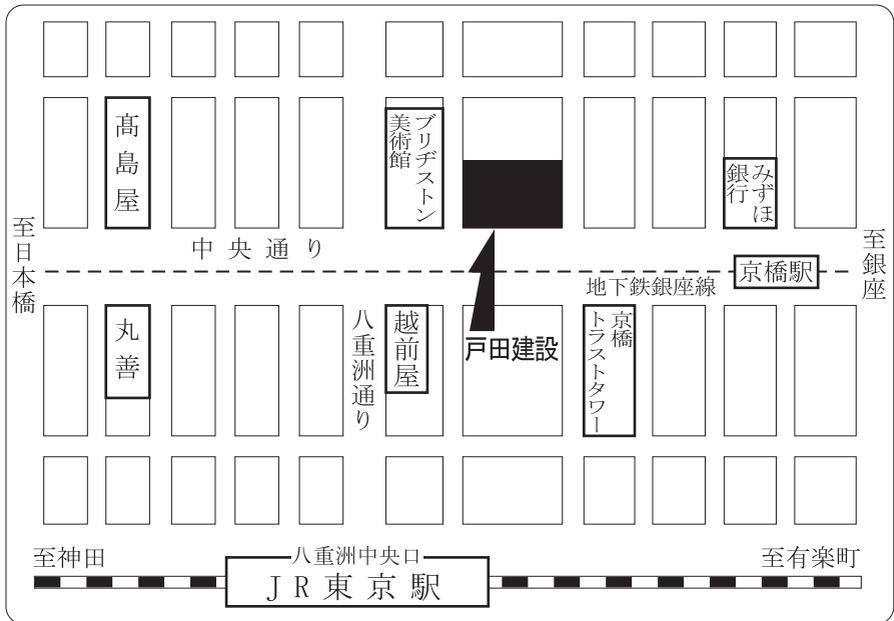
¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

第91回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋一丁目7番1号

TODA BUILDING 8階 当社本店会議室

電話 (03) 3535-1357



当日は省エネルギー及び節電への取組みとして、会場の空調温度を高めに設定する予定でございますので、株主の皆さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。